

産後ケア事業のご案内



R8.4月～

流産・死産を経験された女性が安心して過ごせるようにサポートします。
体調が良くなって辛い、ゆっくりしたい、出産後サポートしてくれる人がいない、話を聞いてほしいなどの場合、ぜひ産後ケア事業をご利用ください。

利用できる方

○泉南市に在住の流産・死産後1年未満の女性
※但し、医療行為が必要、感染症疑いがある方は利用できません。

ケア内容及び自己負担額

○健康相談、身体のケア、休息の確保 等
※上記以外のケアをご利用された場合は、別途自己負担が必要となります。

種類	食事	利用者負担金			利用回数
		課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯	
ショートステイ (宿泊のご利用) 原則午前10時から24時間	1泊3食	24時間：4,000円	24時間：2,000円	無料	合わせて 7回まで
デイサービス (日帰りの利用) 原則午前10時から9時間	1日2食	9時間：1,900円	9時間：950円	無料	
アウトリーチ (自宅訪問) 原則2時間程度	なし	2時間：770円	2時間：380円	無料	3回まで

※利用者負担金は施設でお支払いください。アウトリーチの場合は、訪問した助産師に直接お支払いください

利用できる施設

大阪府の産後ケア集合契約に加入している施設が利用できます。

詳しくは、下記の大阪府ホームページ（産後ケア事業集合契約施設一覧）をご覧ください。

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/kenkozukuri/boshi/sangocare.html>



利用までの流れ

泉南市立保健センターへ 事前申請（原則、初回利用希望日の5 開庁日前まで）が必要です。

1. 利用申請：「産後ケア事業利用申請書兼情報提供書」に必要事項を記入し、保健センターに提出してください。課税状況等変更なければ、申請は1度のみで利用可能回数分ご利用いただけます。
<申請時の持ち物> 本人確認書類（マイナ保険証等）・お持ちであれば母子健康手帳
※代理の方が申請することも可能です。その場合、別途必要書類があるため、事前に保健センターまで問合せください。
2. 利用決定：①保健センターにて利用の可否を検討し、利用決定後「産後ケア事業利用承認決定通知書」をご自宅へ郵送します。
②利用希望日3日前までに、直接産後ケア提供施設に連絡し、日程調整を行ってください。「産後ケア事業利用承認決定通知書」は利用有効期間中、紛失しないようにしてください。
③利用回数が「産後ケア事業利用承認決定通知書」に記載されている合計回数を超えていないことを利用施設とご確認ください。
※利用回数を超えた分に関しては全額自己負担になります。
3. 利 用：必要物品をご持参のうえ、ご利用ください。
なお、施設利用時に必ず利用記録を記入してもらってください。

利用時に必要なもの

- 産後ケア事業利用承認決定通知書（忘れると利用できない可能性があります）
- 母子健康手帳（施設利用回数把握のために使います。お持ちでない場合等は、それに代わるものをお渡ししますので保健センターにご連絡ください）
- マイナ保険証または資格確認書
- 産後ケアに必要な育児物品等。（詳細は各施設の申し込み時にご確認ください）

利用のキャンセル・変更

- 利用者の希望により変更又は中止する場合は、利用日の前々日の17時までに利用施設に連絡してください。
- それ以降の日程の変更やキャンセルは、原則全ての方に、キャンセル料（課税世帯自己負担額相当）が必要となりますので、直接施設にお支払いください。
- 何らかの理由で利用を中断した場合も、利用者負担金をお支払いください。

その他注意点等

- 施設により利用できる月齢が異なります。大阪府のホームページでご確認ください。
- 兄弟のご利用については原則できません。利用可能な施設もありますので申請の際にご相談ください。

詳しくは保健センターまで問合せください。

【問合せ】 泉南市立保健センター（泉南市健康子ども部保健推進課）
電話：072-482-7615 FAX：072-485-1621